

平成27年度 野洲市外部評価委員会評価結果概要について

○外部評価の取り組み

野洲市では、ロードマップの内部評価とは別に、評価制度の透明性と評価の客観性を向上させるため、平成24年度より野洲市総合計画外部評価委員会を設置し、学識経験者や市民など外部の視点を組み合わせた評価を行っています。今年度は平成26年度同様に3事業の評価を実施しました。

この外部評価委員会では、事業の進捗にあわせて年度内3回の事業ヒアリングと評価を行い、最終評価を結果報告書としてまとめ、市長に報告しています。

評価の対象とならなかった事業についても、今回の評価結果を参考とし、目的や効果を再点検し、それぞれの取り組みを改善するための指標としてください。

○【外部評価結果】

事業番号	事業名	担当所属	総合評価
事業番号 2	児童虐待の防止	健康福祉部 家庭児童相談室	3
事業番号 30	地産地消の推進	環境経済部 農林水産課	2
事業番号 64	債権の管理体制及び手法の整備	総務部 納税推進課	2

【総合評価指標】

- 3：拡充して継続・・・・・・・・目標に対し十分な効果が得られており、事業を拡充して進めることが適当である。
- 2：改善のうえで継続・・・・事業の継続は必要だが、実施方法やコスト等を見直したうえで効率的な事業運営を行う必要がある。
- 1：大幅な見直し・・・・・・・・事業目的、実施方法、事業の妥当性等に課題があり、廃止を含めた事業の大幅な見直しが必要である。

○主な意見

児童虐待の防止

- 社会的状況から見ても、家庭だけで解決できる問題ではなく行政が介入していく必要がある。
- 実績数値の面からの評価はなかなか難しいが、生活困窮者などの視点にも立った事業の方向性としては評価できる。ただ、現場での発見機能などシステム面での活かし方に関しては、改善の余地があり、その点が課題である。
- 事業を実施していくうえで、人の力によるところが大きく、今後研修なども含めて対応する人材面を強化していく必要がある。

地産地消の推進

- ・地産地消の推進に対して、市がどこまで介入するか議論は必要であるが、民間を育成するという観点で、その必要性や合理性は高いといえる。
- ・地産地消の意味を行政、農家、地域住民が共有して取り組むことが必要である。
- ・取り組みについては、生産者側の視点だけでなく、「食べる」「販売する」といった消費者側の視点を重視して、商品開発やPR方法などを工夫した体制作りが今後必要である。

債権の管理体制及び手法の整備

- ・事業が始まったばかりであり、実際に生活再建に繋がった事例が少なく、有効性の面で評価は難しい。
- ・今後、多くの事例が生じることによって、効果や改善点が判明してくる事業である。
- ・取り組む方向性としては、ただ債権の回収だけを目的とせず、根本的な生活再建を図ろうとする狙いがあり評価できる。
- ・制度については、市民に対して制度の周知を図るとともに、債権の取扱いに関する説明責任をしっかりと果たす必要がある。また、制度の悪用が起これないように明確な基準作りが必要である。

○外部評価結果報告

- ・平成 28 年 3 月 22 日 外部評価委員会から市長に評価結果を報告
- ・平成 28 年 4 月 22 日 4 月度議会全員協議会に報告、市ホームページで公表